

著作物の授業目的公衆送信と 共通目的事業

京都大学/AXIES 喜多 一

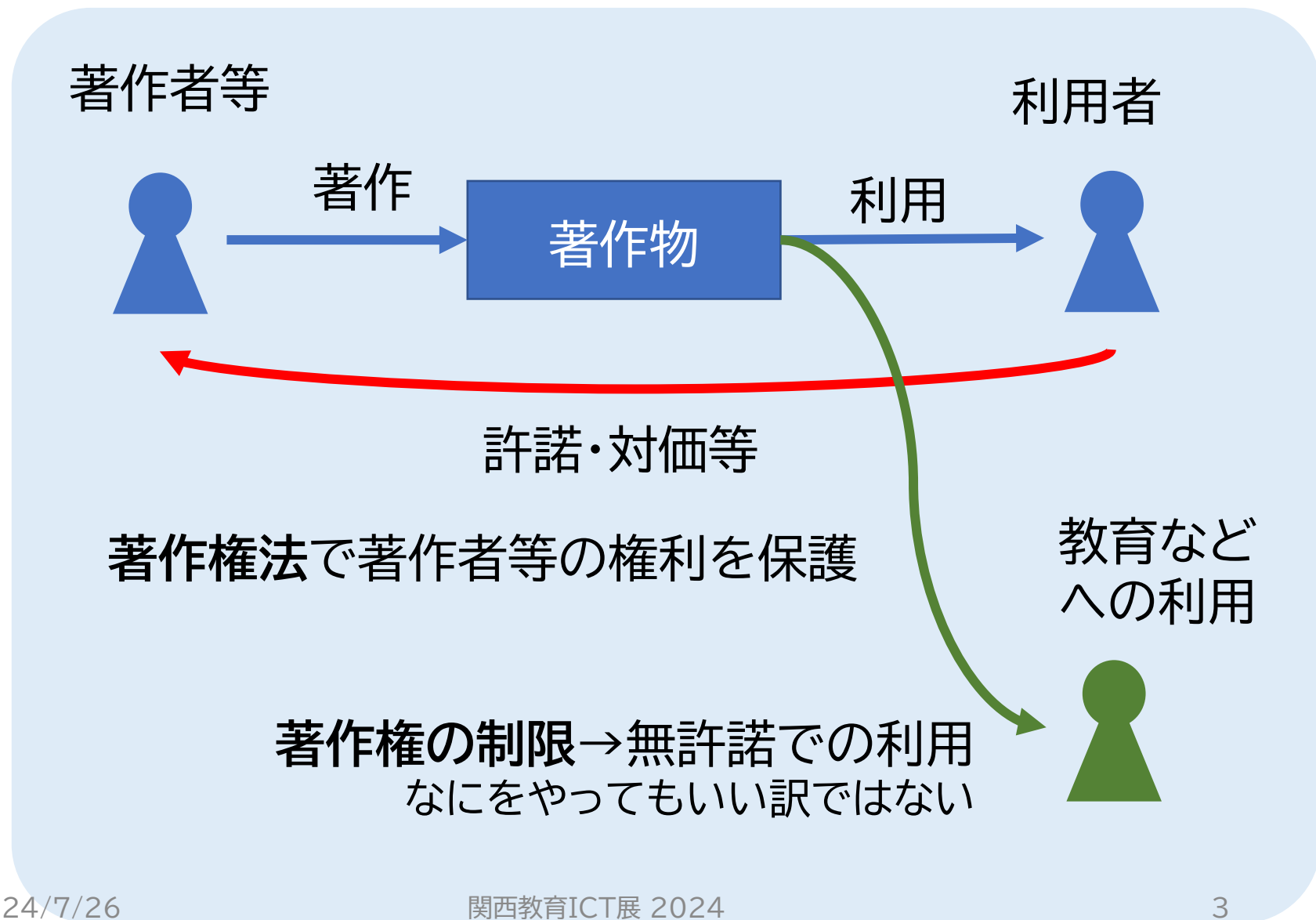
著作権法：著作物の利用と権利の保護

（目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの**文化的所産の公正な利用**に留意しつつ、**著作者等の権利の保護**を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

- 著作権法ではいくつかの利用目的で**著作権を制限し、無許諾で利用**できるようにしている。
 - 引用, 学校その他の教育機関における複製等

著作権の考え方



学校その他の教育機関における複製等

第三十五条 **学校その他の教育機関**(営利を目的として設置されているものを除く。)において**教育を担当する者**及び**授業を受ける者**は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その**必要と認められる限度**において、公表された著作物を**複製**し、若しくは**公衆送信**(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて**公に伝達**することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の**教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。**

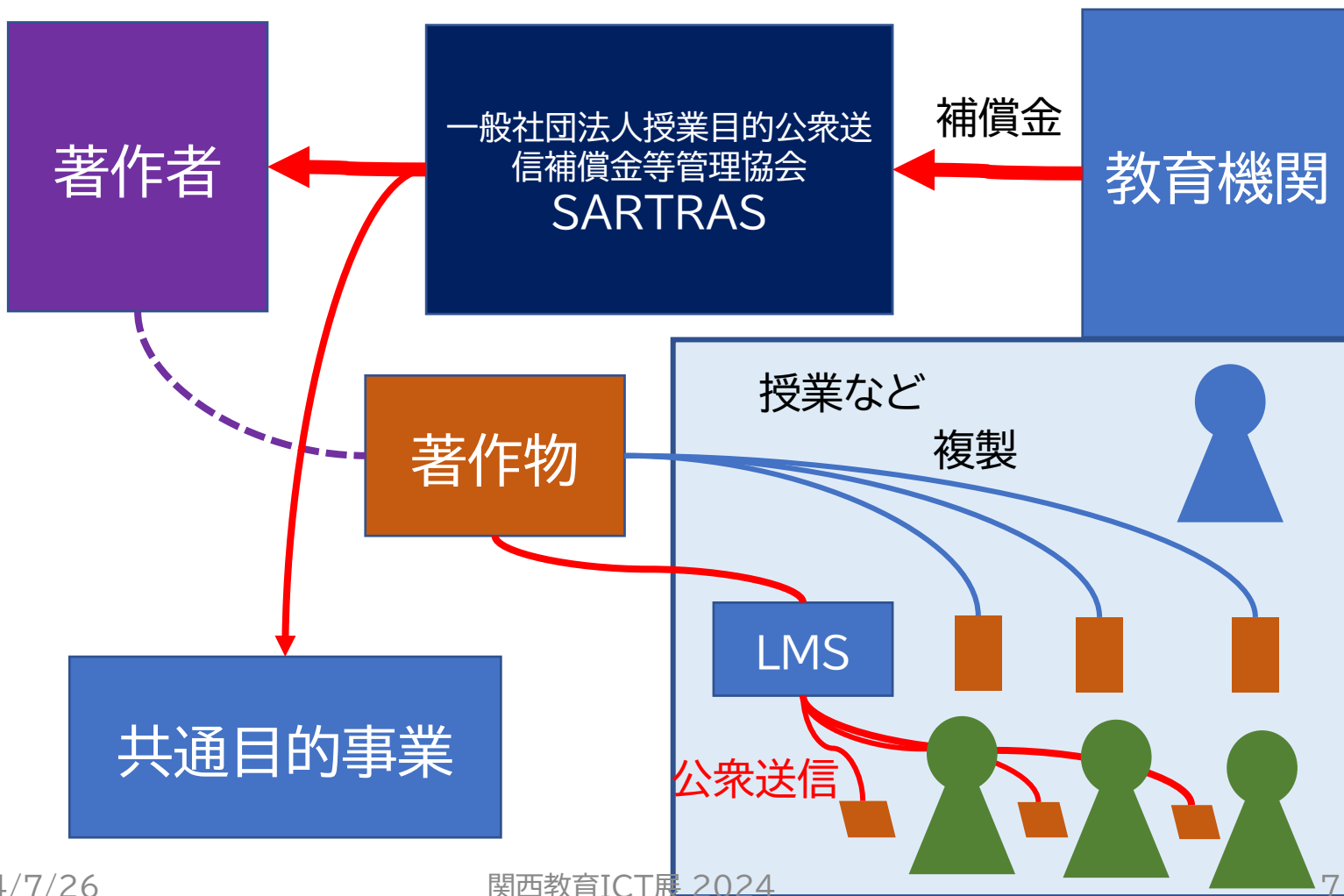
学校その他の教育機関における複製等

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

第35条の改正と施行の経緯

- 複製に加え公衆送信が授業などでの利用で求められていた。
- 2018年改正, **公衆送信を認めた**が同時に**補償金制度が導入**された
 - 第3項はそれまでに認めていた同時に授業を受ける場合の除外規定
 - 補償金の一部は共通目的事業に使うこととされている(第104条15)。
- 2020年, コロナ禍で **2020年度に限り補償金なしで緊急施行**
 - 法律の条文だけでは分かりにくいいため「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」ガイドラインを示した(2020年版)。2021年に改訂。
- 2021年から補償金の支払いが始まる
 - 保証金額は1人あたり年額で
幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 大学で
60円, 120円, 180円, 420円, 720円
 - 総額では年間約47億円(SARTRAS 2024年度予算),
共通目的事業には 9億程度を計上。
- 2022年から補償金の分配が始まる
 - 共通目的事業は公募

授業目的公衆送信補償金制度の枠組み



採択されたAXIES の共通目的事業

• 2022 年度

- 教育現場で正しく著作権法を運用するための教材開発
2022 年度実施分 14,083,741 円,
2023 年度実施分 15,798,300 円

• 2023 年度

- 多様化する教育現場を踏まえた著作権教育教材の活用推進
8,883,120 円

• 2024 年度

- 教育現場でのサステナブルでユニバーサルな著作権教育支援
12,432,400 円

